

【承認：令和5年12月22日】
【直近の軽微変更：令和7年 1月10日】

調査計画全文

1 調査の名称（☒特定一般統計調査 ☐その他の一般統計調査）

海外事業活動基本調査

2 調査の目的

我が国企業の海外事業活動の現状と海外事業活動が現地及び日本に与える影響を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の運営に資するための資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（☒全国 ☐その他）

（2）属性的範囲（☐個人 ☐世帯 ☐事業所 ☒企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☐その他）

海外に現地法人を有する我が国企業のうち、次に掲げる企業を除く企業

- ・日本標準産業分類に掲げる大分類J - 金融業、保険業に属する企業
- ・同分類に掲げる大分類K - 不動産業、物品賃貸業のうち、中分類68 - 不動産取引業及び69 - 不動産賃貸業・管理業に属する企業

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約10,000社

（2）報告者の選定方法（☒全数 ☐無作為抽出（☐全数階層あり） ☐有意抽出）

前年の調査結果及び経済産業省企業活動基本調査結果並びに調査実施時期に利用可能な最新の民間情報を母集団情報として、調査対象の範囲に示した企業の全数を報告者とする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は別添1参照）

①本社企業調査票

企業の概要、企業の操業状況等、雇用の状況、損益計算書項目、現地法人からの受取収益

②現地法人調査票

現地法人の概要、出資状況、操業状況、解散、撤退、出資比率の低下の時期、雇用の状況、事業活動の状

況、費用、収益・利益処分、研究開発の状況、設備投資の状況

〔集計しない事項の有無〕 無☐ 有☒

- ・「企業の名称」、「所在地」及び「現地法人名」は、次回調査の母集団情報の整備のために用いるものであり、集計は行わない。
- ・「法人番号」は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・「消費税の取扱」及び「決算月」は、報告された損益計算書項目等の内容の審査で用いるものであり、集計は行わない。
- ・「経済産業省企業活動基本調査の提出」は、左記調査からのデータ移送作業を行うために用いるものであり、集計は行わない。
- ・「子会社孫会社の別」は、報告された現地法人が調査対象か判断するために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎年3月31日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

経済産業省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法

☒ 郵送調査 ☒ オンライン調査 (☒ 政府統計共同利用システム ☐ 独自のシステム ☒ 電子メール)

☐ 調査員調査 ☐ その他 ()

〔調査方法の概要〕

ア 調査票の送付及び回収

経済産業省から調査事務を委託した民間事業者が、報告者に対して郵送により、調査票及びオンライン調査回答用のID・パスワードを配布する。

報告者は、郵送された調査票に記入し、民間事業者に郵送により回答を提出するほか、政府統計共同利用システムを利用して回答することができる。

報告者から要望があれば、民間事業者は、調査票の様式を格納した電磁的記録媒体等を郵送又は電子メールで配布し、報告者は、回答を当該様式に記録し、郵送により提出すること又は入力済の電子調査票を電子メールにより提出することができる。

なお、オンラインによる提出の際には、調査対象者ID及びパスワードを付与する等のセキュリティ対策をとる。

民間事業者への委託内容：調査関係用品の発送、調査票の収集、督促、疑義照会

イ 他統計調査からのデータ移送

原則として、報告者となる企業のうち経済産業省企業活動基本調査規則（平成4年通商産業省令第56号）第5条に規定する企業に該当するものについては、前記5（1）①のうち「損益計算書項目」の「売上高」及び「うち輸出高」については、前記6（2）のアにかかわらず、経済産業大臣が、同規則第11条第1項の規定により経済産業大臣に提出された経済産業省企業活動基本調査の調査票から同規則第6条第10号に掲げる事項のうち、売上高の取引状況の「売上高」及び「うち、モノの輸出額」並びにモノ以外のサービスに関する国際取引の「海外からの受取金額」に関する内容を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録することによって行う。

※ 上記イにおいて、対象となる企業及び経済産業省企業活動基本調査の調査票から電磁的記録に記録することとしている事項を規定する条、項又は号の繰り上げ又は繰り下げが生じた場合は、改正前の条、項又は号は、改正後の条、項又は号に読み替えるものとする。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

☐ 1回限り ☐ 毎月 ☐ 四半期 ☒ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 5年 ☐ 不定期 ☐ その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年7月上旬～8月下旬

8 集計事項

別添2のとおり

9 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表・非公表の別（☒ 全部公表 ☐ 一部非公表 ☐ 全部非公表）

（2）公表の方法（☒ e-Stat ☐ インターネット（e-Stat以外） ☐ 印刷物 ☐ 閲覧）

（3）公表の期日

調査実施年の翌年5月下旬までに公表

10 使用する統計基準等

☒ 使用する→☒ 日本標準産業分類 ☐ 日本標準職業分類 ☐ その他（ ）

☐ 使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の表章に当たっては、日本標準産業分類及び同分類に準拠した業種分

類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済調査票：2年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録：永年

(2) 保存責任者

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室長

2 企業の操業状況等

2-1 調査対象現地法人の有無

令和 年 (年) 3月31日現在の海外現地法人の有無について該当する番号に○印を付けてください。

201	1. 有り	日本側出資比率の合計が10%以上等である調査対象現地法人が存在する。
	2. 無し	日本側出資比率の合計が10%以上等である調査対象現地法人は存在しない。

- *調査対象の範囲は「調査票記入の手引」を参照してください。
 - *「1. 有り」の場合、これ以降すべての項目について記入してください。
 - *「2. 無し」の場合、これ以降の項目(②2-2、③～⑤)については記入の必要はありません。
- ただし、調査対象現地法人が年度途中まで存在した場合、**現地法人調査票**の「③操業状況」及び「④解散、撤退、出資比率の低下の時期」について該当する番号に○印を付けてください。
- また、現地法人の譲渡先等を備考欄に可能な範囲で記入してください。

2-2 本社企業の操業状況

令和 年 (年) 3月31日現在の本社企業の操業状況について該当する番号に○印を付けてください。

202	1. 操業中	操業中、営業中 (2.初決算前のものは除く。)
	2. 初決算前	設立後まだ最初の決算期が到来していない。
	3. 休眠中	休眠中、休業中
	4. 解散	清算、倒産、吸収・合併等を含む 4-1.令和 年度(年度)以前 4-2.令和 年度(年度)

- * ③以降のすべての項目について記入してください。
- * これ以降の項目(③～⑤)については可能な範囲で記入してください。
- * 「4.解散」の場合は、該当することとなった時期について、該当する番号に○印を付けてください。

3 雇用の状況

本社企業の常時従業者数を記入してください。(年度末)

301	常 時 従 業 者 数	十	万	千	百	十	一	人
		万	千	百	十	一	一	

- *常時従業者には有給役員、常用雇用者の合計を記入してください。
- 常用雇用者とは正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。

4 損益計算書項目

400	経済産業省企業活動基本調査の提出	1. 有り	2. 無し
-----	------------------	-------	-------

- *「経済産業省企業活動基本調査票」を提出される企業については、401、402について記入の必要はありません。

			(百万円)							
			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
401	売 上 高									
402	う ち 輸 出 高									
403		うち現地法人向け輸出高								

- *輸出高は自社名義で通関手続きを行って、直接輸出した金額及びモノ以外のサービス等取引についても輸出した場合は金額を記入してください。

- *400で「1. 有り」を選択した企業については、401.売上高、402.うち輸出高の記入の必要はありません。

- *403は「経済産業省企業活動基本調査」で調査していませんので、記入してください。
- *「経済産業省企業活動基本調査」の詳細については、「調査票記入の手引」Ⅲ④を参照してください。

5 現地法人からの受取収益

(百万円)

		十 兆	兆	千 億	百 億	十 億	億	千 万	百 万
501	合 計								
502	う ち 配 当 金								
503	うちロイヤリティ								

*現地法人からの受取収益（配当金、ロイヤリティ、貸付金利息等）総額を決算ベースで記入してください。

ご協力ありがとうございました。

現地法人調査票の記入についてもよろしくお願いいたします。

MEMO

SAMPLE

SAMPLE



提出期限 令和 年(年)8月31日

提出先 経済産業大臣

(この欄は経済産業省が記入します。)

					-						-			
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--

- この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
- この調査の調査時点は令和 年3月31日(年3月31日)現在で記入してください。
年度実績は令和 年度(年度)について記入してください。
- 金額はすべて円建てとし、百万円未満を四捨五入してください。なお、実績がない場合には「-」を、また十百万円の位を四捨五入して百万円に満たない項目については「0」を記入してください。
- 記入に当たっては「調査票記入の手引」を参照してください。
- 昨年までにご報告いただいた内容で、1現地法人の概要、2出資状況をプレプリントしています。
その後変更のあった箇所については――で消して、上書き修正してください。
- 調査票は、令和 年8月31日(年8月31日)までに到着するように提出してください。

1 現地法人の概要

101	現地法人名	(アルファベット)									
102	国・地域分類	国・地域番号	国・地域名		国・地域番号、国・地域名は、「調査票記入の手引」の別表1. 国分類、地域分類表を参照してください。						
103	州・省分類	州・省番号	州・省名		* 州・省番号、州・省名は、102.国・地域分類が「アメリカ」あるいは「中国」の場合に「調査票記入の手引」の別表2、3の州・省分類表を参照してください。						
104	業 種 分 類	業 種 番 号	業 種 名		* 業種番号、業種名は、「調査票記入の手引」の別表4.業種分類表を参照してください。なお、業種名が不明の場合は、貴社の具体的な業務内容を記入してください。						
105	設立・ 資本参加時期	年	月	* 設立時期と資本参加時期が異なる場合は資本参加の時期を記入してください。							
106	決 算 月	月									
107	子会社 孫会社の別	該当する番号に ○印を付けて ください。	孫会社の場合の直接の親会社名 (アルファベット)								
		1. 子会社									
		2. 孫会社									

2 出資状況

		(年度末、百万円)						
201	資本金又は出資金	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
202	日本側出資比率							%

* 為替レートの変動は反映させず、出資時のレートを継続的に使用して換算してください。
増資した場合は増資をした時点のレートを使用して換算してください。

* 資本金又は出資金に占める日本側出資合計額の比率を、**小数点1位まで**記入してください。孫会社の場合は「子会社への日本側出資比率」×「子会社の孫会社への出資比率」となります。

－ 備 考 欄 －

3 操業状況

令和 年(年)3月31日現在の操業状況について、該当する番号に○印を付けてください。

301	操業状況	1. 操 業 中	操業中、営業中（2.初決算前のものは除く。）の場合。	「5 雇用の状況」以降のすべての項目について記入してください。
		2. 初 決 算 前	設立後又は出資後、最初の決算期が到来していない場合。	
		3. 未 設 立 ・ 未 操 業	届出後まだ設立されていない場合、あるいは操業していない場合。	「5 雇用の状況」以降の項目についても可能な範囲で記入してください。
		4. 休 眠 中	休眠中、休業中の場合。	
		5. 解 散 、 撤 退	解散（清算、倒産等を含む。）、撤退（売却、吸収・合併、統合、移転（他国・他地域への転居）等）により日本側合計出資比率が0%となった場合。	「4 解散、撤退、出資比率の低下の時期」についてのみ記入してください。
		6. 出 資 比 率 の 低 下	日本側合計出資比率が0%超10%未満となった場合。	

4 解散、撤退、出資比率の低下の時期

（「3 操業状況」において「5. 解散、撤退」又は「6. 出資比率の低下」を選択した企業のみ記入してください。）

「解散、撤退、出資比率の低下」となった時期について該当する番号に○印を付けてください。

411	解散、撤退 出資比率の低下の時期	1. 令和 年度（ 年度）以前
		2. 令和 年度（ 年度）

「3 操業状況」が「5. 解散、撤退」又は「6. 出資比率の低下」の企業は、ここまでで終わりです。
次項以降には記入の必要はありません。ご協力ありがとうございました。

5 雇用の状況

		(年度末)					
		総 数					
		万	千	百	十	一	
501	常時従業者数						人
502	うち日本側派遣者数						人

*有給役員、常用雇用者の合計（日本側派遣者数を含む）を記入してください。
常用雇用者とは正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。

6 事業活動の状況

6-1. 売上高

(百万円)

		令和 年度 (年度) 実績額							
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
611	売上高								
612	日本向け輸出額								
613	親会社向け								
614	その他の企業向け								
615	現地販売額								
616	日系企業向け								
617	地場企業向け								
618	その他の企業向け								
619	第三国向け輸出額								
620	北 米								
621	ア ジ ア								
622	欧 州								
623	その他の地域								

*売上高 = 日本向け輸出額 + 現地販売額 + 第三国向け輸出額

*現地販売額 = 日系企業向け + 地場企業向け + その他の企業向け
になります。

*日本向け輸出額 = 親会社向け + その他の企業向け

*第三国向け輸出額 = 北米+アジア+欧州+その他の地域

*モノの輸出額は自社名義で通関手続きを行って、直接輸出した金額を記入してください。

*モノ以外のサービス等取引についても、輸出した場合は、612～614、619～623の該当する欄に記入してください。

*契約先と仕向先が異なる場合は仕向先で記入してください。

*地場企業：進出先現地国籍の企業。外資系企業は含めません。

*当該現地法人の所在する国内での販売額を記入してください。
ただし、中国本土－香港間の販売については、619.第三国向け輸出額及び621.アジアの欄に記入してください。

*例：米国に所在する現地法人が、米国で販売した場合は、615.現地販売額に、カナダで販売した場合は、619.第三国向け輸出額及び620.北米に記入してください。

6-2. 仕入高

(百万円)

		令和 年度 (年度) 実績額							
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
624	仕入高								
625	日本からの輸入額								
626	親会社から								
627	その他の企業から								
628	現地調達額								
629	日系企業から								
630	地場企業から								
631	その他の企業から								
632	第三国からの輸入額								
633	北 米								
634	ア ジ ア								
635	欧 州								
636	その他の地域								

*仕入高 = 日本からの輸入額 + 現地調達額 + 第三国からの輸入額

*現地調達額 = 日系企業から + 地場企業から + その他の企業から
になります。

*日本からの輸入額 = 親会社から + その他の企業から

*第三国からの輸入額 = 北米+アジア+欧州+その他の地域

*モノの輸入額は自社名義で通関手続きを行って、直接輸入した金額を記入してください。

*モノ以外のサービス等取引についても、輸入した場合は、625～627、632～636の該当する欄に記入してください。

*契約先と実際の輸入先が異なる場合は、実際の輸入先で記入してください。

*地場企業：進出先現地国籍の企業。外資系企業は含めません。

*当該現地法人の所在する国内からの仕入額を記入してください。
ただし、中国本土－香港間の仕入れについては、632.第三国からの輸入額及び634.アジアの欄に記入してください。

*例：米国に所在する現地法人が、米国から仕入れた場合は、628.現地調達額に、カナダから仕入れた場合は、632.第三国からの輸入額及び633.北米に記入してください。

7 費用、収益・利益処分、研究開発の状況

7-1. 費用

(百万円)

		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
711	営業費用								
712	売上原価								
713	販売費・一般管理費								
714	営業費用内 給与総額								
715	賃借料								

* 営業費用内訳には、売上原価に属する経費と販売費・一般管理費に属する経費の合計額を記入してください。

7-2. 収益・利益処分

(百万円)

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
721	経常利益(△損失)							
722	法人税等							
723	当期純利益(△損失)							
724	当期内部留保額(△取崩)							
725	令和 年度末内部留保残高(△欠損)							

* 当該国の会計原則で経常損益の概念がない場合は、税引前損益を記入してください。

* 経常利益が損失、当期純利益が損失、当期内部留保額が取崩、年度末内部留保残高が欠損の場合、頭部に「△」を付けてください。

* 法人税等には、税引前当期純利益から控除される税金費用(法人税、住民税等)の合計額を「△」を付けないで記入してください。

* 当期内部留保額 = 当期純損益 - 配当金

* 年度末内部留保残高 = 自己資本 - 資本金 - 資本準備金

7-3. 出資者向け支払

(百万円)

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
731	日本側出資者向け支払							
732	うち配当金							
733	うちロイヤリティ							
734	日本側以外の出資者向け支払							

* 現地法人から日本側出資者への支払(配当金、ロイヤリティ、借入金利息、技術指導料等)総額を決算ベースで記入してください。ただし、日本側出資者からの仕入額は含めずに記入してください。

* 現地法人から日本以外の出資者への支払(配当金、ロイヤリティ、借入金利息、技術指導料等)総額を決算ベースで記入してください。

7-4. 研究開発費

(百万円)

	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
741	研究開発費							

* 試験研究のための人件費、物件費に、研究開発有形固定資産の減価償却費、共同研究分担金、研究委託費を含めて記入してください。

8 設備投資の状況

(百万円)

	令和 年度 (年度) 実績額
	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万
801	設備投資額(土地を除く)

* 設備投資額は、当該期間中の有形固定資産(建設仮勘定を含み、土地を除く)の償却前の取得額を記入してください。

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

海外事業活動基本調査 集計事項

別添2

	表題
①－01	本社企業回収状況(操業状況別)
①－02	本社企業数(資本金規模別)
①－03	本社企業 常時従業者数、売上高及び輸出高(企業規模別)
①－04	現地法人からの受取収益(企業規模別)
②－01	現地法人回収状況(操業状況別)
②－02	現地法人企業数(国・地域別)
②－03	現地法人企業数(米国・州別)
②－04	現地法人企業数(中国・省別)
②－05	現地法人企業数(設立・資本参加時期別)
②－06	現地法人企業数(資本金規模別)
②－07	現地法人企業数(日本側出資比率別)
②－08	現地法人企業数(売上高規模別)
②－09	解散、撤退現地法人企業数
②－10	新規設立現地法人企業数
②－11	常時従業者数
②－12	常時従業者数内訳
②－13	売上高
②－14	売上高内訳
②－15	仕入高及び仕入高内訳
②－16	営業費用及び営業費用内訳
②－17	経常利益
②－18	法人税等
②－19	当期純利益
②－20	当期内部留保額
②－21	内部留保残高
②－22	出資者向け支払
②－23	社外流出額
②－24	研究開発費
②－25	設備投資額
②－26	財務営業比率

	表題
③－01	現地法人企業数(本社業種別)
③－02	現地法人企業数(本社資本金規模別)
③－03	現地法人常時従業者数(本社業種別)
③－04	現地法人常時従業者数(本社資本金規模別)
③－05	現地法人売上高(本社業種別)
③－06	現地法人売上高(本社資本金規模別)
③－07	現地法人経常利益(本社業種別)
③－08	現地法人経常利益(本社資本金規模別)
③－09	現地法人研究開発費(本社業種別)
③－10	現地法人研究開発費(本社資本金規模別)
③－11	現地法人設備投資額(本社業種別)
③－12	現地法人設備投資額(本社資本規模別)
④－01	現地法人企業数の推移
④－02	現地法人常時従業者数の推移
④－03	現地法人売上高の推移
④－04	現地法人経常利益の推移
④－05	現地法人当期純利益の推移
④－06	現地法人設備投資額の推移

海外事業活動基本調査の実施の必要性

1. 調査の目的・必要性

我が国は、少子高齢化やそれに伴う労働力人口の減少に直面しており、いかに生産性を向上させ、経済活力を維持して力強い成長を継続していくかが、重要な課題となっている。

近年、我が国企業の海外への進出は活発なものとなっており、海外生産比率もおおむね上昇傾向にある。政府としても、こうした我が国企業の活動を支援するため、貿易投資環境の整備に取り組んでいるところである。

経済産業省では、国内においては、新規産業の創出、事業環境の整備等を柱とする経済構造改革を推し進めており、企業にとって、魅力ある事業環境整備に努め、新たな経済成長を目指すとともに、国際的には、T P Pをはじめとする多国間協議の場における国際ルール策定への参画や自由貿易協定等の二国間の枠組みにおける貿易・投資のルール作りなど新たな国際経済秩序の形成への積極的な貢献のため、内外一体の経済政策を実施している。

これら経済政策を円滑かつ適切に進めていく上で、グローバル化が進む我が国企業の国内事業活動だけではなく、海外事業活動も継続して的確に把握することはきわめて重要である。

海外事業活動基本調査は、海外において事業活動を営んでいる我が国企業の売上高や経常利益といった財務状況、設備投資や研究開発の状況及び地域ごとの取引状況等のデータを基に、我が国企業の海外事業活動の現状を定量的に明らかにし、海外現地法人の経営活動が国内外の経済に与える影響等を把握することにより、我が国の産業政策、通商政策の企画・立案等に資することを目的とするものである。

また、政府はもとより、各種研究機関等、多方面から調査結果の二次利用が増加しており、これらに応えるためにも、我が国企業の海外における事業活動の実態を把握することはきわめて重要であることから、今後も引き続き本調査を行う必要がある。

【政府内において想定される主な利活用】

[区分]

☒ 重要な施策の立案・実施・評価のための基礎資料

☐ 基幹統計など重要な統計作成への利用

☐ 国際機関への提供など国際比較上の利用

☐ その他